

## 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例（平成26年西都市条例第28号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 条例第6条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、委員長は、あらかじめ、会議の開催日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、特に必要と認めるときは、委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示等)

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

2 前項に規定するもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録等の公表)

第5条 委員会の議事要旨及び委員会の会議で使用した資料は、公表する。  
ただし、公表することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。